

日本酒の表示ラベル規則（香港）——一部免除可能な表示内容——

香港食物安全中心（CFS）が定める食品および薬物（成分組成および表示）規則によれば、香港では、食品を小売販売する際に、ラベルに、成分や賞味期限等の情報を消費者に表示する義務があるが、アルコール度数によっては、一部の表示内容が免除できる。

○アルコール度数が10%以上の場合

- すべてのラベル表示は免除
- ただし、パッケージに原材料の記載をする場合、該当内容を広東語か英語に翻訳し、パッケージに直接印字あるいはラベルの貼付が必要

○アルコール度数が1.2%超10%未満の場合

- 賞味期限（消費期限）以外のラベル表示は免除
- ただし、パッケージに原材料の記載をする場合、該当内容を広東語か英語に翻訳し、パッケージに直接印字あるいはラベルの貼付が必要

例えば、日本酒の瓶に貼る商品ラベルでは、表示が免除されているが材料一覧として、「米、醸造用アルコール」等と記載している商品がある。その場合、本来は原材料一覧等について広東語か英語での記載が必要となるので、念のため留意されたい。（ただし、現状ではCFSによる材料一覧等の指摘を受けたとの情報には接していない）

一方、もし元々原材料一覧の表示がない場合には、広東語か英語での表示ラベルは不要となる。

（注）食品および薬物（成分組成および表示）規則

<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132W>

（注）表示ラベルの作成ガイドライン

https://www.cfs.gov.hk/tc_chi/programme/programme_nifl/files/Trade_Guidelines_on_Preparation_of_Legible_FL_c.pdf